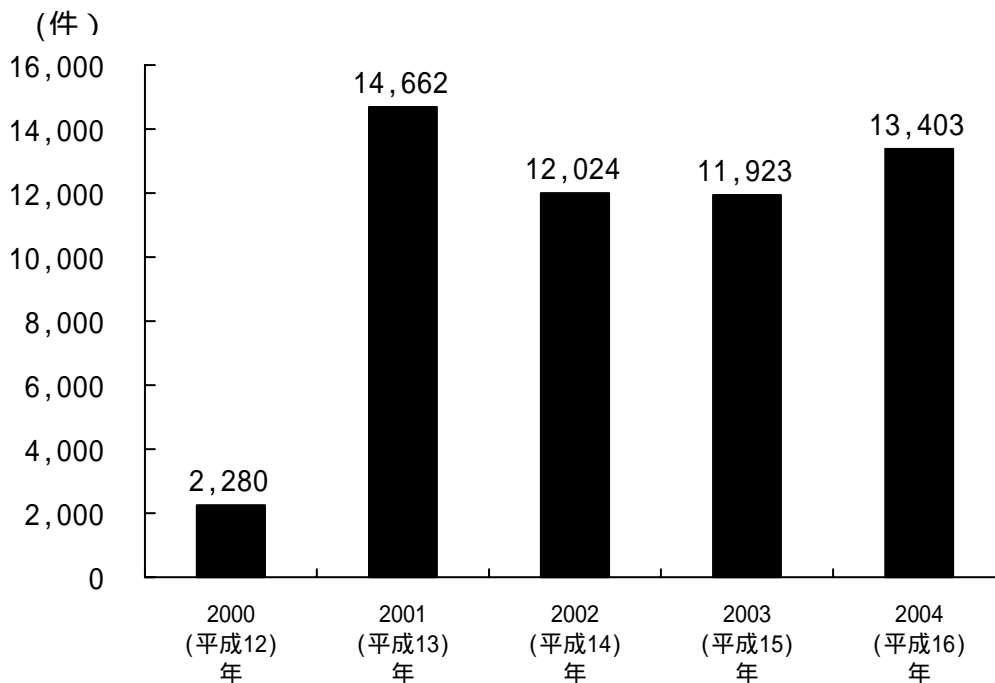


(2) 性暴力・ストーカー等の防止

平成16年における全国のストーカー事案の認知件数は13,403件で、前年に比べ12.4%増加している。

図表 - 1 - 8 ストーカー事案認知件数の推移（全国）



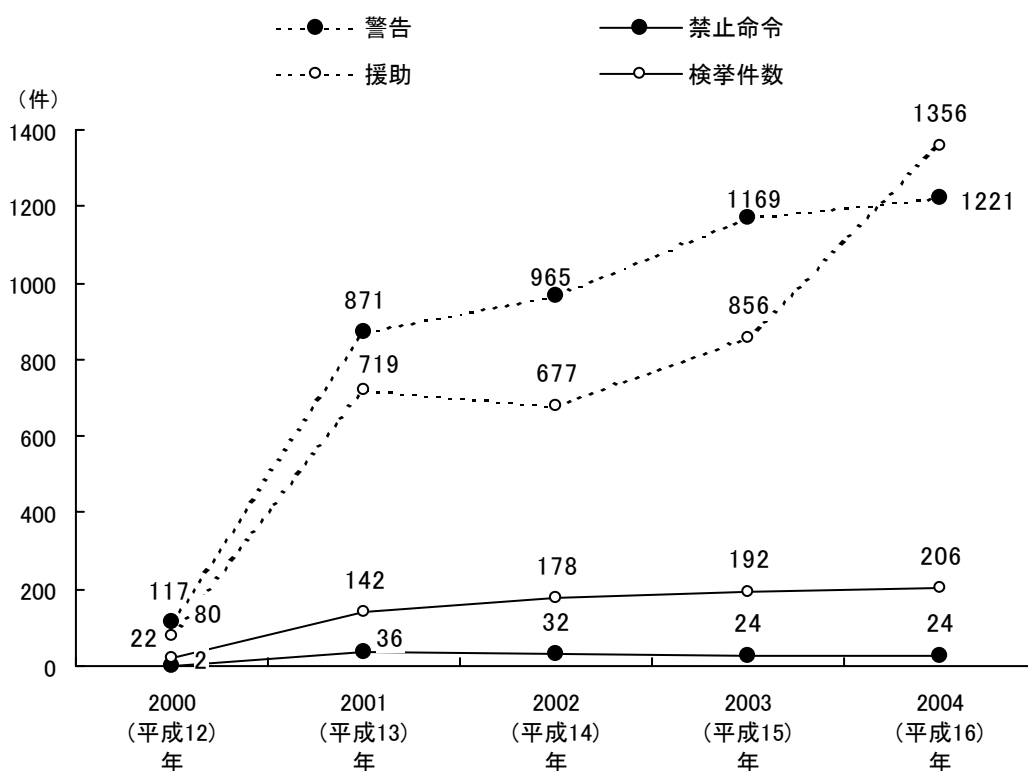
注1：平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

注2：ストーカー事案認知原票（各都道府県警察が取り扱ったストーカー事案報告）は、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為をともなう事案を認知した場合」に作成し、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

資料：警察庁広報資料

平成16年のストーカー規制法の適用については「援助」が最も多く1,356件となっており、年々増加している。

図表 - 1 - 9 ストーカー規制法の適用状況（全国）



注：平成12年は11月24日（法施行日）から12月31日までの間

資料：警察庁広報資料

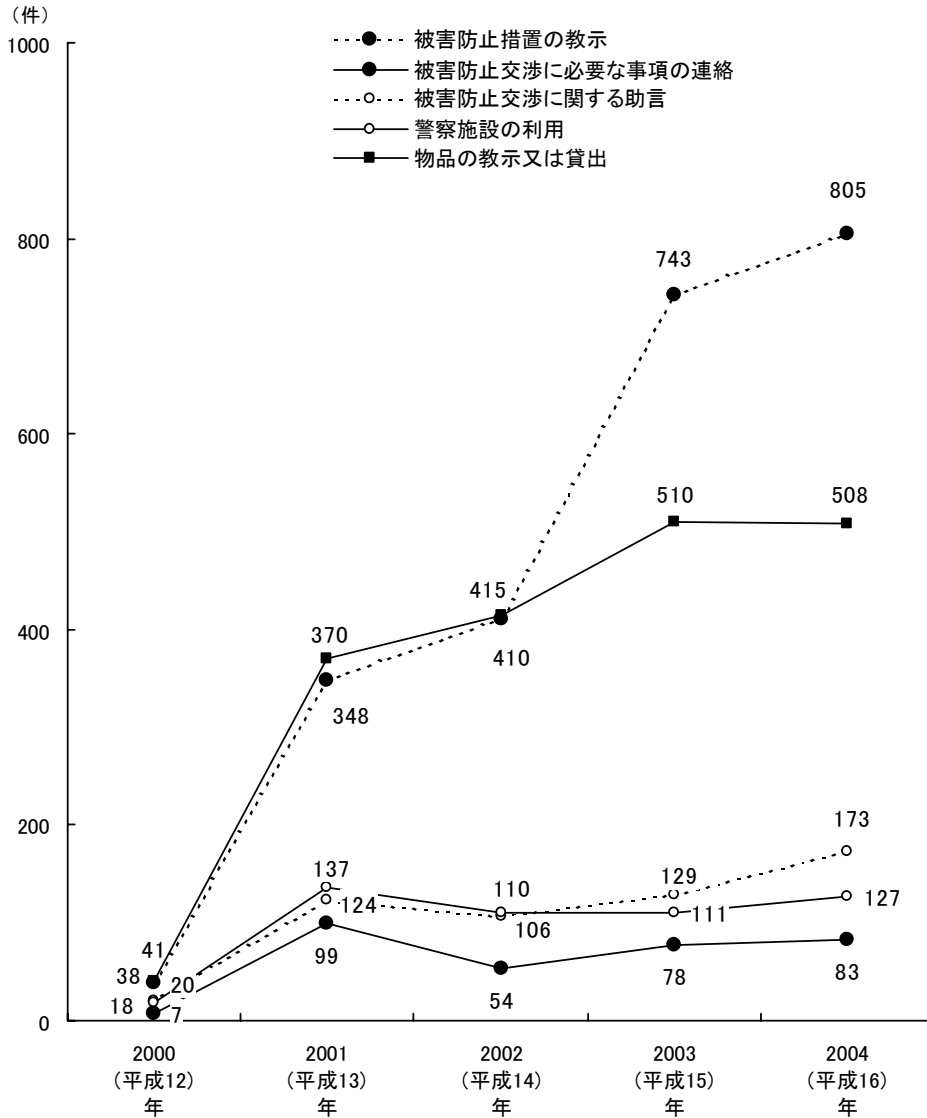
【参考】

ストーカー行為（第2条）	「ストーカー」行為とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと
警告（第4条）	警察本部長等は、警告を求める旨の申し出を受けた場合、行為者に対し、更に反復してつきまとい等を行ってはならない旨を警告することができる
禁止命令（第5条）	都道府県公安委員会は、警告を受けた者が警告に従わず、更につきまとい等を行った場合において、行為者が更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の命令を発することができる
援助（第7条）	警察本部長は、ストーカー行為等を受けている人から援助を受けたい旨の申し出があれば、自衛策の教示など必要な援助を行うこととなっています。
検挙（ストーカー行為罪）（第13条）	「ストーカー」をした者（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
検挙（命令違反）（第14条）	禁止命令に違反してストーカー行為をした者や禁止命令に違反してつきまとい行為をすることにより、ストーカー行為をした者（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
（第15条）	禁止命令に違反した者（50万円以下の罰金）

資料：警察庁広報資料

ストーカー行為等を受けている人に対する援助の内容では「被害防止措置の教示」が最も多く805件となっており急激に増加している。

図表 - 1 - 10 ストーカー行為等を受けている人に対する援助の内容（上位5項目）（全国）



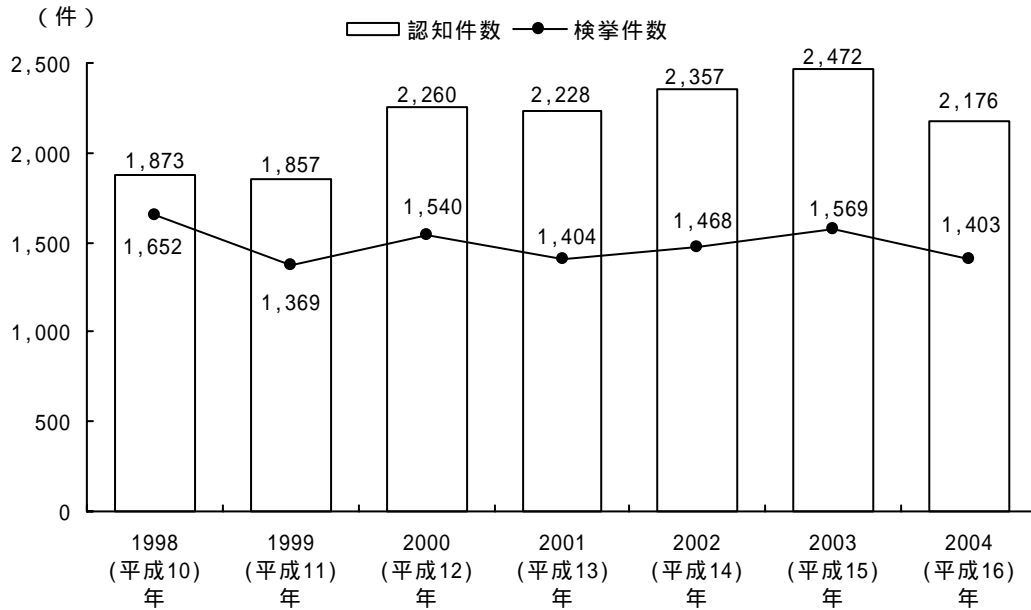
注1：規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）をいう

注2：平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

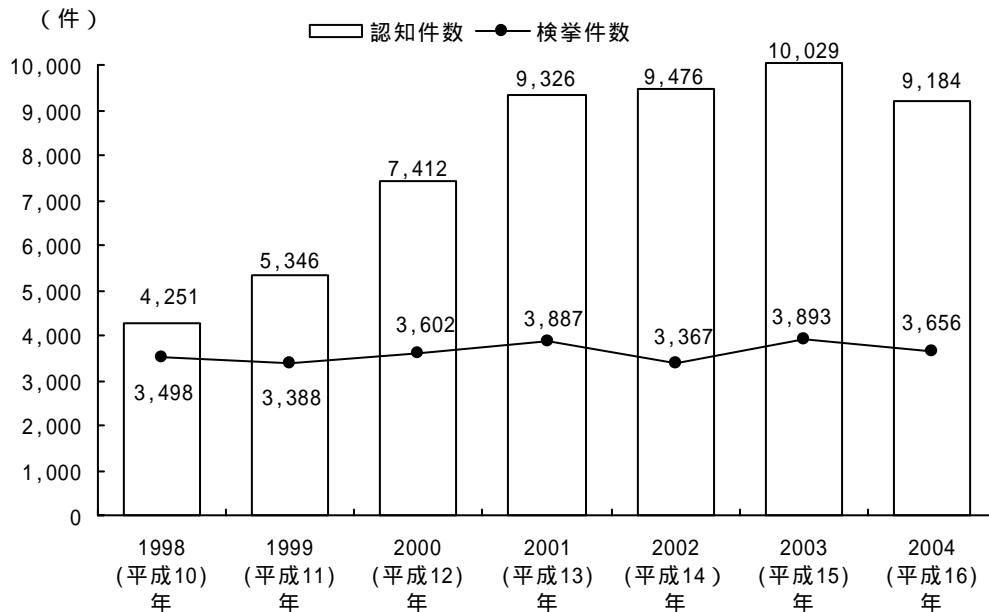
資料：警察庁広報資料

平成16年に認知された強姦事件は2,176件、うち検挙されたのは1,403件となっている。認知された強制わいせつ事件は9,184件、うち検挙されたのは3,656件となっている。平成15年まではともに認知件数が増加傾向にあり、検挙件数に大きな変化は見られないが、平成16年はいずれも減少している。

図表 - 1 - 11 強姦事件の認知件数と検挙件数の推移（全国）



図表 - 1 - 12 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移（全国）



資料：警察庁「犯罪統計資料」2004（平成16）年